

2022年1月11日

日本国内プロゴルフトーナメントにおける
新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン（Ver6）付則
－新しい対策について（Ver. 7改訂に向けて）－
（2022年1月11日以降、次回ガイドライン Ver7改訂まで有効）

ゴルフ関連5団体新型コロナウイルス対策会議

令和3年11月19日、第81回新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」（令和3年11月12日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）の取りまとめ等を踏まえて、新たに「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「新対処方針」という。）が決定されました。更に令和4年1月7日新型コロナウイルス感染症対策本部では、基本的対処方針を一部改訂いたしました。今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第31条の4第1項に基づき、広島県、山口県及び沖縄県において、まん延防止等重点措置を令和4年1月9日から同年1月31日まで実施する旨の公示等を行い、基本的対処方針を改定が行われました。引き続き、「緊急事態措置区域」及び「重点措置区域」「それ以外の都道府県」とそれぞれの制限等に準じた大会準備をしていただくこととなります。

ゴルフ関連5団体新型コロナウイルス対策会議では、2022年シーズンを迎えるにあたりまして、政府の新対処方針に則り、内閣官房「業種別ガイドライン／5団体ガイドライン Ver6(8月23日版)」の改訂を進めて参ります。業種別ガイドライン改訂まで、数か月かかることもあり、2022年シーズンの準備をしていただくために、政府の新対処方針をまとめましたので、準備をされる際のガイドライン(5団体会議承認)としてご活用ください。

新しい5団体ガイドラインは、2022年2月下旬を目指して、スポーツ庁並びに内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室への申請を進めて参ります。

業種別ガイドラインとして登録ができた時点で、感染状況や更に新しい対処方針も、改めてご案内させていただきます。

【基本方針】

新しい変異株(オミクロン株)の懸念もあり、引き続き政府の基本的対処方針(対策、イベント制限、水際対策他、政府が定める方針)を遵守するとともに、引き続き医療アドバイザーの指導を仰ぎながら、5団体が連携してガイドライン等を制定する。

大会を継続する、ツアーを継続するためには、ゴルフトーナメントに関わるすべての者が、症状の有無にかかわらず日ごろから個人防衛に努め、大会と地域が連携した防衛と対策により、絶対にクラスターを発生させないこと。大会に携わるすべての者が協力し“日本のスポーツ文化を守る”ことが、最も重要な目標とする。

【政府 警戒レベル新分類】

新型コロナウイルス感染症の警戒レベルが、新たに「5段階のレベル」に改められました。警戒レベルが「2」→「3」に近づくと、「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」が発令される可能性が高まります。イベント開催にも収容人数や収容率に制限がかかりますので、各大会の開催を迎える前の、手配・対応の変更、参加者への案内等の対応をお願いいたします。

新型コロナ 5段階の新「レベル」分類

レベル	状況	想定される主な対策
4 避けたい	一般医療を大きく制限しても コロナ医療に対応できない 第5波での医療ひっ迫状況	・「災害医療」的な対応として 国が都道府県の支援・調整
3 対策を強化	一般医療を相当制限しなければ コロナ医療に対応できない	・「緊急事態宣言」や 「まん延防止等重点措置」 ・飲食店やイベントの制限 ・集中的な検査やワクチン接種
2 警戒を強化	新規陽性者が増加傾向 病床増で対応できている	・感染リスクが高い行動の 回避を呼びかけ ・保健所の体制強化 ・段階的な病床確保
1 維持すべき	一般医療とコロナ医療に 対応できている	・基本的な感染防止策 ・ワクチン接種の推進
0 感染者ゼロ	新規陽性者がゼロ	

※各レベルは都道府県が判断。レベル2から3への移行は「3週間後に確保病床数が埋まる」「病床使用率などが50%を超えた」といった指標を中心に行う

■政府 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

2021年11月19日 第81回新型コロナウイルス感染症対策本部

2022年 1月7日 基本的対処方針一部改訂（改訂部分 黄色）

『「新対処方針」スポーツに関する事項（抜粋）』及び

『1月7日に決定されたまん延防止等重点措置について』（改訂部分 黄色） スポーツ庁政策課まとめ

二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

（4）感染防止策

感染拡大の防止の基本は、個々人が「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等の基本的な感染対策を徹底することであり、加えて、政府及び地方公共団体が積極的・戦略的な検査と積極的疫学調査により、感染拡大の起点となっている場所や活動を特定して効果的な対策を講じること、さらに、感染状況に応じて、人流や人との接触機会を削減することが重要である。

（略）

緊急事態措置区域及び重点措置区域等においては、飲食店の営業時間短縮、イベントの人数制限、県をまたぐ移動の自粛、出勤者数の削減の要請等の感染防止策を講じるとともに、第三者認証制度や別途定めるワクチン・検査パッケージ制度（以下単に「ワクチン・検査パッケージ制度」という。）、対象者に対する全員検査（以下「対象者全員検査」という。）等を活用し、感染拡大を防止しながら、日常生活や経済社会活動を継続できるように取り組むものとする。ただし、感染が急速に拡大し、医療提供体制のひっ迫が見込まれる場合等においては、政府・都道府県の判断で、
ワクチン・検査パッケージ制度等を適用せず、強い行動制限を要請することとする。

（略）

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

二の全般的な方針を踏まえ、主として以下の重要事項に関する取組を進める。

（5）まん延防止

1) 緊急事態措置区域における取組等

（略）

（施設の使用制限等）

- ① 特定都道府県は、地域の感染状況等に応じて、都道府県知事の判断により、法第45条第2項等に基づき、人数管理、人数制限、誘導等の「入場者の整理等」「入場者に対するマスクの着用の周知」「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）」等、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号。以下「令」という。）第12条に規定する各措置について事業者に対して要請を行うものとする。

なお、人が密集すること等を防ぐため、「入場者の整理等」を行う場合は、別途通知する取扱いを踏まえ、事業者に対して、入場整理等の実施状況について、ホームページ等を通じて広く周知するよう働きかけるものとする。

（イベント等の開催制限）

- ① 特定都道府県は、当該地域で開催されるイベント等（別途通知する集客施設等を含む。）について、観客の広域的な移動やイベント等の前後の活動等で生じる、イベント等に係る感染拡大リスクを抑制し、また、イベント等における感染防止策等を徹底する観点等から、主催者等に対して、法第24条第9項に基づき、以下を目安とする規模要件等を設定し、その要件に沿った開催の要請を行うものとする。
- ・ 感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限10,000人かつ収容率の上限を100%とする。さらに、ワクチン・検査パッケージ制度を適用した場合には、人数上限を収容定員までとすることを可能とする。
 - ・ それ以外の場合は、人数上限5,000人かつ収容率の上限を50%（大声あり）・100%（大声なし）とする。なお、この場合、都道府県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを主催者等が作成・公表することとする。
- ② 特定都道府県は、イベント等の開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者等による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、主催者等に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、COCOA等の活用等について、主催者等に周知するものとする。

（外出・移動）

- ① 特定都道府県は、法第45条第1項に基づき、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛について協力の要請を行うものとする。特に、感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えることについて、住民に徹底する。また、不要不急の帰省や旅行等都道府県間の移動は、極力控えるように促す。この場合において、ワクチン・検査パッケージ制度の適用を受けた者は、その対象としないことを基本とする。

（その他）

- ① 特定都道府県は、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗い等の手指衛生」等の基本的な感染対策を徹底するとともに、あらゆる機会を捉えて、令和2年4月22日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）で示された「10のポイント」、同年5月4日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」、同年10月23日のコロナ分科会で示された、「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を活用して住民に周知を行うものとする。
- ② 事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、業種別ガイドライン等を実践するなど、自主的な感染防止のための取組を進める。その際、政府は、専門家の知見を踏まえ、関係団体等に必要な情報提供や助言等を行う。

（略）

2) 重点措置区域における取組等

重点措置区域である都道府県においては、まん延防止等重点措置が、地域の感染状況に応じて、期間、区域、業態を絞った措置を機動的に実施できる仕組みであり、発生動向等を踏まえた集中的な対策により、地域的に感染を抑え込み、都道府県全域への感染拡大、更には全国かつ急速なまん延を防ぐ趣旨で創設されたものであることを踏まえ、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となつて

いる場面に効果的な対策を徹底するものとする。

また、都道府県知事は、区域を指定するに当たって市町村単位や一定の区画を原則とするなど、期間、区域、業態を定めるに当たっては、効果的な対策となるよう留意する。

(略)

(施設の使用制限等)

都道府県は、地域の感染状況等に応じて、都道府県知事の判断により、法第31条の6第1講等に基づき、「入場をする者の整理等」「入場をする者に対するマスク着用の周知」「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）」等、令第5条の5に規定する各措置について事業者に対して要請を行うものとする。なお、人が密集すること等を防ぐため、「入場をする者の整理等」を行う場合は、別途通知する取扱いを踏まえ、事業者に要請を行うものとする。

(イベント等の開催制限)

① 都道府県は、当該地域で開催されるイベント等（別途通知する集客施設等を含む。）について、観客の広域的な移動やイベント等の前後の活動等で生じる、イベント等に係る感染拡大リスクを抑制し、また、イベント等における感染防止策等を徹底する観点等から、主催者等に対して、法第24条第9項に基づき、以下を目安とする規模要件等を設定し、その要件に沿った開催の要請を行うものとする。

・ 感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限20,000人かつ収容率の上限を100%とする。さらに、ワクチン・検査パッケージ制度を適用又は対象者全員検査を実施した場合には、人数上限を収容定員までとすることを可能とする。

・ それ以外の場合は、人数上限5,000人かつ収容率の上限を50%（大声あり）・100%（大声なし）とする。なお、この場合、都道府県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを主催者等が作成・公表することとする。

② 都道府県は、イベント等の開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者等による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、主催者等に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、COCOA等の活用等について、主催者等に周知するものとする。

(外出・移動)

(略)

② 都道府県は、措置区域において、法第24条第9項に基づき、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛及び感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛すること等について、住民に対して協力の要請を行うものとする。また、不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は、極力控えるように促すものとする。この場合において、ワクチン・検査パッケージ制度の適用又は対象者全員検査を受けた者は、その対象としないことを基本とする。

(略)

(その他)

① 都道府県は、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」

「手洗い等の手指衛生」等の基本的な感染対策を徹底するとともに、あらゆる機会を捉えて、令和2年4月22日の専門家会議で示された「10のポイント」、5月4日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」、10月23日のコロナ分科会で示された、「感染リスクが高まる「5つの場面」等を活用して住民に周知を行う。

(略)

3) 緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県における取組等

(略)

(施設の使用制限等)

- ① 都道府県は、これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼するものとする。
- ② 都道府県は、感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、政府と連携して、施設の使用制限等を含めて、速やかに施設管理者等に対して必要な協力の要請等を行うものとする。

(イベント等の開催制限)

- ① 都道府県は、当該地域で開催されるイベント等について、観客の広域的な移動やイベント等の前後の活動等で生じる、イベント等に係る感染拡大リスクを抑制し、また、イベント等における感染防止策等を徹底する観点等から、主催者等に対して、法第24条第9項に基づき、以下を目安とする規模要件等を設定し、その要件に沿った開催の要請を行うものとする。
 - ・ 感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を100%とする。
 - ・ それ以外の場合は、人数上限5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方、かつ収容率の上限50%（大声あり）・100%（大声なし）とする。

なお、この場合、都道府県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを主催者等が作成・公表することとする。
- ② 都道府県は、イベント等の開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者等による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、主催者等に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、COCOA等の活用等について、主催者等に周知するものとする。

(略)

(外出・移動)

- ① 都道府県は、帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止策を徹底するよう促すものとする。また、緊急事態措置区域及び重点措置区域への不要不急の移動は、極力控えるように促すものとし、この場合において、ワクチン・検査パッケージ制度の適用を受けた者は、その対象としないことを基本とする。こうした対応が難しいと判断される場合は、帰省や旅行を控えるよう促すものとする。発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるよう促すものとする。
- ② 都道府県は、業種別ガイドライン等を遵守している施設等の利用を促すものとする。
- ③ 都道府県は、感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、政府と連携して、混

雑した場所や感染リスクが高い場所への外出の自粛に関して速やかに住民に対して必要な協力の要請等を行うものとする。

(略)

5) 学校等の取扱い * 競技アルバイト、輸送整理員確保の際の参考にしてください (5 団体)

- ① (略) また、大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的实施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する(緊急事態措置区域においては、大学等の感染対策の徹底とともに、遠隔授業もより一層活用した学修者本位の授業の効果的な実施による学生等の学修機会の確保を図る)。部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会等については、学生等への注意喚起の徹底(緊急事態措置区域及び重点措置区域においては、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛(ただし、ワクチン・検査パッケージ制度の適用等により、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動について可能とする。))を要請する。特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知徹底を図る。(略)

加えて、基本的対処方針の改正に伴い、同日付で、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長名で各都道府県知事等宛に、「イベント開催等における感染防止安全計画等について(改定)」(令和4年1月7日付事務連絡)及び「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」(令和4年1月7日付事務連絡)が発出されております。

.....

■参考資料(最新版) —ゴルフ5団体ガイドライン改訂(Ver7)の参考とする資料各種—

(参考資料)

- ・令和4年1月7日 新型コロナウイルス感染症対策本部(第83回)
https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/sidai_r040107.pdf
- ・令和4年1月7日 新型コロナウイルス感染症対策本部(第83回)における岸田内閣総理大臣発言
https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/actions/202201/07corona.html
- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和4年1月7日変更)
https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_20220107.pdf
- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更(令和4年1月7日)(新旧対照表)
https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_taishou_20220107.pdf
- ・イベント開催等における感染防止安全計画等について(改定)(令和4年1月7日付各都道府県知事・各府省庁担当課室宛内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長名事務連絡)
https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu_event_kansenboushi_anzenkeikaku_20220107.pdf

- ・ 基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について
(令和4年1月7日付各都道府県知事・各府省庁担当課室宛内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長名事務連絡)

https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20220107.pdf

- ・ 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置（内閣官房 HP）

<https://corona.go.jp/emergency/>

〔その他〕

- ・ 文部科学省ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

- ・ 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（内閣官房ホームページ）

<https://corona.go.jp/>

- ・ 新型コロナウイルス経済対策 スポーツ団体・個人向け支援策・お問合せ一覧

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00008.html

- ・ スポーツ関係の新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインについて

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html

- ・ 飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について（改定その2）
(事務連絡 1119 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室)

https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu_inshokuten_daisanshaninshou.pdf

- ・ ワクチン・検査パッケージ制度要綱（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_031119_1.pdf

- ・ 次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像

(令和3年11月12日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_031112_2.pdf

- ・ 次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像（概要）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_031112_1.pdf

■ イベント開催制限変更（2022年1月8日付）【NEW】

* 座席を指定できないイベント（ゴルフトーナメント）は、人と人との距離が基準となります。
別表にて、基準を定めています。

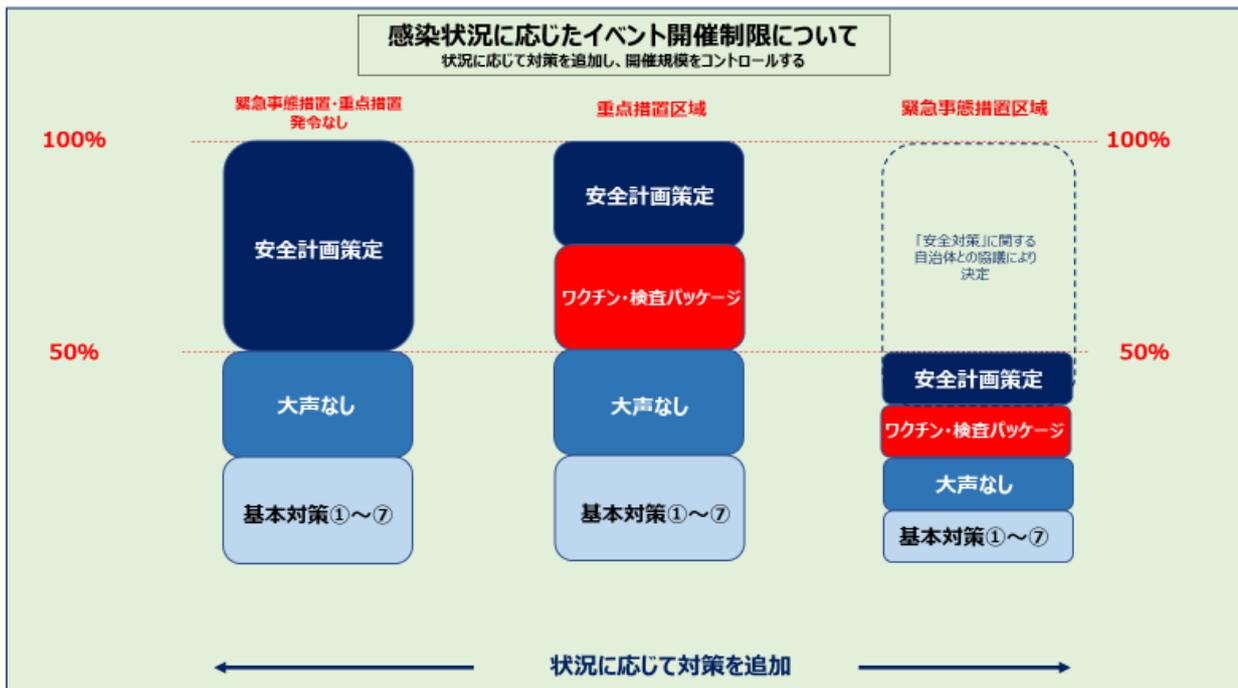
感染状況に応じたイベント開催制限等について

別紙 1

		安全計画策定（注1）	その他 （安全計画を策定しないイベント）
下記以外の区域	人数上限(注3)	収容定員まで	5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方
	収容率(注3)	100%（注2）	大声なし：100% 大声あり：50%
重点措置地域	時短	原則要請なし（注4）	原則要請なし（注4）
	人数上限(注3)	20,000人 （ワクチン・検査パッケージ制度の適用または対象者全員検査により、収容定員まで追加可）（注5）	5,000人
	収容率(注3)	100%（注2）	大声なし：100% 大声あり：50%
緊急事態措置区域	時短	原則要請なし（注4）	原則要請なし（注4）
	人数上限(注3)	10,000人 （ワクチン・検査パッケージ制度の適用または対象者全員検査により、収容定員まで追加可）（注5）	5,000人
	収容率(注3)	100%（注2）	大声なし：100% 大声あり：50%

- ※遊園地やテーマパーク等については、上記の緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用する。
- （注1）参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用（緊急事態措置区域、重点措置区域においては、5,000人超）
- （注2）安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提
- （注3）収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）
- （注4）都道府県知事の判断により要請を行うことも可能
- （注5）都道府県の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度の適用等を行わないことも可能

【開催制限／対策イメージ（5団体対策会議作成）】【NEW】



■基本対策7項目 (①～⑦) **【NEW】**

イベント開催等における必要な感染防止策

別紙2

項目	基本的な感染対策
①飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底	<p>□飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク（品質の確かな、できれば不織布）の正しい着用や大声を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる</p> <p>*大声を「観客等が、㊦通常よりも大きな声量で、㊧反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。</p> <p>*大声を伴う可能性のあるため収容率を50%とする場合でも、常に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではないため、対策を徹底すること。</p> <p>*飛沫が発生するおそれのある行為には、大声での会話を誘発するような、大音量のBGMや応援なども含む。</p> <p>*適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」参照。</p>
②手洗、手指・施設消毒の徹底	<p>□こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施）</p> <p>□主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施</p>
③換気の徹底	<p>□法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上・1回に5分間以上）の徹底</p> <p>*室温が下がらない範囲での常時窓開けも可。</p> <p>*屋外開催は上記と同程度の換気効果と想定。</p> <p>*必要に応じて、湿度40%以上を目安に加湿も検討。</p>

イベント開催等における必要な感染防止策

別紙2

項目	基本的な感染対策
④来場者間の密集回避	<p>□入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施</p> <p>□休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築</p> <p>*入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じて収容人数を制限する等、最低限人と人が触れ合わない程度の間隔を確保する。</p> <p>□大声を伴わない場合には、人と人が触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保</p> <p>*「大声あり」の場合、座席間は1席（立席の場合できるだけ2m、最低1m）空けること。</p>
⑤飲食の制限	<p>□飲食時における感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底</p> <p>□食事中以外のマスク着用の推奨</p> <p>□長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛</p> <p>*発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。</p> <p>□自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討）</p>

イベント開催等における必要な感染防止策

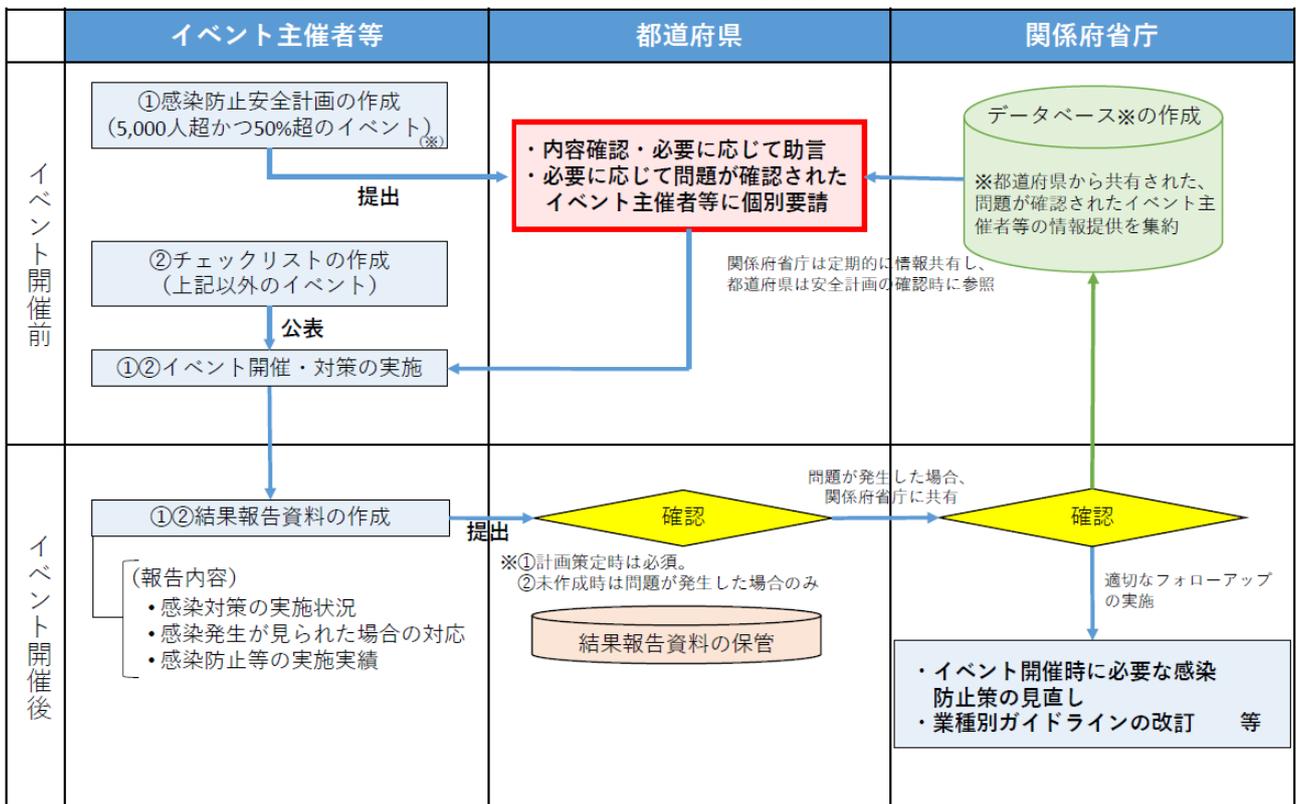
別紙2

項目	基本的な感染対策
⑥出演者等の感染対策	<ul style="list-style-type: none"> □有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常からの出演者（演者・選手等）の健康管理を徹底する *体調が悪いときは医療機関等に適切に相談。 □練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する。 *練習時等であっても、適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフ等の関係者間の適切な距離確保、換気、必要に応じた検査等の対策が必要。 □出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等必要な場合を除く）
⑦参加者の把握・管理等	<ul style="list-style-type: none"> □チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握 *接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービス（BluetoothやQRコードを用いたもの等）を活用。 *原則、参加者全員に対してアプリダウンロードまたは、氏名・連絡先等の把握を徹底。 □入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止 *チケット販売時に、有症状の場合は早めに連絡・キャンセルすることを周知すること。 □時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起

※上記に加え、自治体からの要請や各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること。

感染防止安全計画策定等に係る事務手続きフロー

別紙3



(※) 緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域においては5,000人超のイベント。

日本国内プロゴルフトーナメントにおける新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン
－新しい対策について (Ver7 改訂案)－

【基本的な考え方】

5 団体ガイドライン Ver6 ～試合を継続し、ツアーを継続するために～

5 団体ガイドライン Ver7 ～試合を継続し、ツアーを継続しながら、新しい「通常」を目指す～

1. 出場選手の感染リスクを最小限にする。

選手の感染や、集団的な選手の感染疑いが発生する場合、トーナメントが継続できない恐れがある。更に、その大会だけの問題にとどまらず、翌週以降の開催に影響する可能性がある。

個人種目である「選手」の出場資格を尊重し、選手の感染防止を大原則として、プロアマ等の催物、観客及び招待者の動員など通常開催（制限なき計画通りの開催）を目指す。

- ・選手も自身での防衛を徹底・強化する。（通常へ戻すための協力と自己を守る責任）
- ・選手関係者、キャディ、選手と接するすべての者、選手が使用する施設、サービススタッフ等のすべての関係者も対策を徹底する。（通常へ戻すための協力と大会を守る責任）

2. 通常開催へ戻すことを目標に、「選手・キャディ」と「それ以外」のそれぞれで対策を徹底する。

【選手・キャディ】

インサイドロープ＝マスク不要

アウトサイドロープ＝マスク着用 *プレー中のロープ外でのプレーは含まず

クラブハウス＝マスク着用 *飲食時のみ外すことを許可（料理が到着するまでマスク着用等）

【それ以外のすべての参加者】

マスクの着用を必須とする。（熱中症防止等、マスクを外す場合は、フィジカルディスタンス確保）
選手への接近・接触・声掛けは禁止（正しくマスクを着用した上で、日常会話程度は可とする）

3. ワクチン・検査パッケージ（制度及び考え方）を推奨

対策の順序

- ・基本対策①～⑦を徹底
- ・検温の継続
- ・ワクチン・検査パッケージ制度による入場・特定エリアの立ち入りを許可

4. 検査陽性者、発熱者、体調不良者、濃厚接触者及び疑い者への対応は継続

5. 座席のないイベントの弱点や、把握・管理の限界をすべての関係者が理解をし、リスクを低くする計画・判断を行う。（すべてが疑われると大会の継続が不可になる）

6. 「指定感染症として認定されている期間」、「感染が拡大傾向にある場合、新たな変異株等が発生している状況」等では、感染リスクを避けるほう（リスクが少ない内容や対策）を選択する。

7. 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる

- ・体調がよくない場合
（例：発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合）
- ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- ・過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

■P. 5 II. 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の基本情報

以下の最新情報へ修正

「新型コロナウイルス感染症 COVID-19 診療の手引き 第 6.0 版」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000851082.pdf>

2021 年 12 月版「新型コロナウイルス感染症の“いま”に関する 11 の知識」

https://corona.go.jp/proposal/pdf/chishiki_20211207.pdf

■P. 38 7. 検査について/オンサイト検査導入

以下の最新情報へ修正

2021 年 10 月 5 日版「新型コロナウイルス感染症 病原体検査の指針 第 4.1 版」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000841541.pdf>

厚労省：新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品・検査キットの承認情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html

■P. 39 8. ワクチン接種者について

新ガイドラインでは、「ワクチン・検査パッケージ制度」を推奨し、安心・安全な環境整備を優先するとし、万一「感染者」や、家族や友人等の「外部感染者との接触疑い者」等が発生した場合においても、「行動管理及び接触状況の速やかな把握」と「確認検査による該当者の遮断」を行うことで、大会を中止・中断することなく継続することを目的とします。

また、発熱者が「感染症以外の理由による発熱」と判断できることにより、熱中症などの治療にもスムーズに取り組むことが可能になります。

ワクチン・検査パッケージ制度とは

緊急事態措置、まん延防止等重点措置下で、導入することにより、課せられる開催制限が解除することが可能になることが承認されている。

- 導入する場合 ワクチン・検査パッケージ制度を使用する際には、都道府県への登録が必要
 イベント開催制限の撤廃
 「食事」は、第三者認証制度を取得した飲食店であれば人数制限がなくなる。
- 導入しない場合 50%等での開催など、定められた制限の範囲で行う。

【ワクチン・検査パッケージ制度】

1. ワクチン・検査パッケージ制度の趣旨

感染対策と日常生活の回復の両立に向けて、将来の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等の下においても、感染リスクを低減させることにより、飲食やイベント、人の移動等の各分野における行動制限の緩和を可能とするため、ワクチン・検査パッケージを活用する。本要綱は、ワクチン・

検査パッケージの活用により行動制限を緩和する制度（以下「ワクチン・検査パッケージ制度」）を施行するに当たり必要となる基本的な事項を定めるものである。

2. ワクチン・検査パッケージ制度の定義・要件

- (1) 飲食店やイベント主催者等の事業者（以下「事業者」）が、入店者・入場者等の利用者（以下「利用者」）のワクチン接種歴又は検査結果の陰性のいずれかを確認することにより、感染リスクを低減させ、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等において課される行動制限を緩和する。
- (2) 行動制限の緩和の適用を受けようとする事業者は、別に定めるところにより、ワクチン・検査パッケージ制度を適用する旨を都道府県に登録すること。
- (3) 事業者は、利用者に対し、ワクチン接種歴又は陰性の検査結果のいずれかを選択して提示するよう求めること。
利用者がワクチン接種歴か検査結果のどちらか一方しか選択できないとすることは、ワクチン・検査パッケージに該当せず、行動制限の緩和の適用対象とはならないこと。
- (4) 検査については、事業者が事前検査か当日現場検査のいずれか、又は両方を選択できる。

3. ワクチン・検査パッケージ制度の適用範囲

- (1) ワクチン・検査パッケージ制度の適用により、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」）に基づく「飲食」、「イベント」、「移動」の行動制限を緩和する場合における具体的内容は、次のとおりである。
 - ・「飲食」については、第三者認証制度の適用事業者における利用者の人数制限を緩和し、制限なしとする。
 - ・「イベント」については、感染防止安全計画を策定し都道府県の確認を受けたイベントの収容人数の上限を緩和し、収容定員までとする。
 - ・「移動」については、不要不急の都道府県をまたぐ人の移動について、国として自粛要請の対象に含めないこととする。
- (2) 都道府県知事は、地域の感染状況により、あらかじめ国と協議の上、(1)と異なる取扱をすることができる。
- (3) 「学校等」の活動については、引き続き、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を行い、ワクチン・検査パッケージ制度は適用しない。ただし、大学等の部活動・課外活動における感染リスクの高い活動へのワクチン・検査パッケージ制度の適用等について、文部科学省において別に定める。
学校等とは、幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校並びに専修学校及び各種学校をいう。
- (4) ツアーや宿泊施設へのワクチン・検査パッケージ制度の適用の詳細については、観光庁において別に定める。
- (5) 仮に感染が急速に拡大し、医療提供体制のひっ迫が見込まれる場合等においては、政府・都道府県の判断で、ワクチン・検査パッケージ制度を適用せず、強い行動制限を要請することがある。

4. 民間事業者等によるワクチン・検査パッケージの活用

(1) 政府及び都道府県による行動制限の緩和とは関係なく、民間事業者や施設設置者等が自社の提供するサービス等について、利用者のワクチン接種歴や検査結果を活用することは、原則として自由であり、特段の制限を設けない。

店舗への入店や会場への入場に当たってワクチン接種歴や検査結果の提示を求めることも考えられる。

ただし、

- ・ 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）など個別法においてサービスの利用制限の排除について定めている場合には法違反とならないようにすること
- ・ また、公共的なサービス等においては、国民を公平・平等に、幅広く対象とする場合が多いことから、より一層の慎重さが求められることに留意する必要がある。

(2) 民間事業者等がワクチン・検査パッケージの名称を用いる場合には、2. (3) を満たすとともに、5. ワクチン接種歴・検査の確認内容・方法を準用することが望ましい。

5. ワクチン接種歴・検査の確認内容・方法

(1) ワクチン接種歴

① 確認内容

- ・ 事業者は、予防接種済証等（接種証明書、接種記録書等を含む。以下同じ。）により、利用者が2回接種を完了していること、2回目接種日から14日以上経過していることを確認する。予防接種済証等を撮影した画像や写し等の確認でも可とする。
- ・ 上記の確認の際には、身分証明書等により本人確認を行う。
- ・ 接種証明書には、電子的なワクチン接種証明書、在日米軍による接種を受けた在日米軍従業員に対して防衛省が発行するワクチン接種証明書、臨床試験参加者に対して厚労省が発行するワクチン接種証明書や海外在留邦人等ワクチン接種事業により接種を受けた者に対して外務省が発行するワクチン接種証明書等を含む。
- ・ 外国政府等の発行した接種証明については、別に定めるワクチンであり、氏名、生年月日、ワクチン名又はメーカー、接種日、接種回数すべての事項が日本語又は英語表記されているものに限り、可とする。

② 有効期限

- ・ 上記の確認に用いる予防接種済証等の有効期限は当面定めない。

(2) 検査結果

検査結果については、PCR 検査等（LAMP 法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む。以下同じ。）が推奨される。無症状者（本人が症状に気づかない場合を含む）に対する抗原定性検査は、確定診断としての使用は推奨されないが、無症状者の感染者のうちウイルス量が多いものを発見することにより、場の感染リスクを下げうるとの考え方に基づき、事前に PCR 検査等を受検することができない場合にも対応する観点から、抗原定性検査も利用可能とする。これらの確認内容・方法等は以下のとおりとする。

なお、未就学児（概ね6歳未満）については、同居する親等の監護者が同伴する場合には、行

動制限を緩和する上で、検査を不要とする。(6歳以上～12歳未満の児童については、検査結果の陰性の確認が必要。)

i) PCR 検査等の検査結果の確認

① 確認内容

- ・事業者は、PCR 検査等について、医療機関又は衛生検査所等（厚生労働省において「自費検査を提供する検査機関一覧」として別に公表されている検査機関が推奨される。）が発行した結果通知書等により、利用者の検査結果が陰性であることを確認する。その際には、身分証明書等により本人確認を行う。
- ・結果通知書等には、受検者氏名、検査結果（陰性・陽性）、検査方法、検査所名、検査日、検査管理者氏名、有効期限を記載する。

② 有効期限

- ・上記の確認に用いる検査結果の有効期限は、検体採取日より3日以内とする。

③ 検査に関するその他の事項

- ・検査に使用する検体は、鼻咽頭ぬぐい液又は唾液とし、検査試薬については、薬事承認等されたものを使用する。

ii) 抗原定性検査の検査結果の確認

① 検査の実施方法

- ・抗原定性検査は、利用者が、これに対応する医療機関又は衛生検査所等で検査を受ける場合のほか、事業者等が設けた場所において、検体採取の注意点等を理解した者の管理下で適切な感染防護を行いながら、検査キットを用いて実施することも可能とする。
- ・その場合の実施方法の詳細・留意点は、「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱」に示すので、これに従い適切に実施する。

② 確認内容

- ・事業者は、検査実施者が発行する結果通知書により、利用者の検査結果が陰性であることを確認する。
- ・結果通知書には、受検者氏名、検査結果（陰性・陽性）、使用した検査キットの製品名、検査日、事業所名、検査管理者氏名、有効期限を記載する。
- ・なお、イベント等の開催場所等において、当日の抗原定性検査を行い、事業者自らがその場で利用者の検査結果の陰性を確認し、入場させるためにのみ用いる等の場合には、必ずしも結果通知書の発行は要しない。ただし、検査結果の陰性を確認した者であることが分かるよう必要な工夫を行う。

③ 有効期限

- ・上記の確認に用いる検査結果の有効期限は、検査日より1日以内とする。

④ 検査に関するその他の事項

- ・検査キットは、薬事承認されたものを使用する。
- ・事業者は、事業者が実施する検査において陽性判明した利用者については、入場又は入店させず、医療機関又は受診・相談センターを紹介するなどして受診につながるよう、必ず促す。また、受診させる場合の移動については、周囲に感染させないようにマスクを着用し、公共交

通機関を避けるよう案内することなど、前もって対応を決めておく。

検査結果が陰性であった利用者についても、その検査結果が感染している可能性を否定しているものではないことを伝えるとともに、引き続き感染予防策（3密回避、マスク着用、手指消毒、換気等）を徹底させる。

6. その他

- ① ワクチンの感染予防効果にも限界があり、ワクチンを接種したとしても感染する、いわゆるブレークスルー感染が一定程度生じる。

そのため、ワクチン・検査パッケージを活用した場合においても、ワクチン接種済者からワクチン未接種者への感染等の可能性が完全に排除されているものではないことに留意する必要がある。今後、ワクチンの3回目接種の状況を踏まえて、ワクチン・検査パッケージ制度におけるワクチン接種歴の確認に用いる予防接種済証等の有効期限を検討する。

- ② 検査に要する費用の取扱は、別に定めるところによる。

→2022年3月までの無料化を予定している。今後の案内をお待ちください。

- ③ 本要綱に定めるもののほか、ワクチン・検査パッケージ制度の実施に当たり必要な事項は別に定める。→今後の案内をお待ちください。

- ④ ブレークスルー感染等の感染の状況や最新の科学的知見等を踏まえながら、ワクチン・検査パッケージ制度の在り方や運用等について、引き続き、検討する。

.....

■P. 40 9. 問診票による健康状態及び行動記録の確認について

以下の方法を推奨いたします。

・問診票（健康状態の確認）

■事前 14 日間 省略可能（発熱、該当症状があった場合の報告は義務付ける）

* 発熱・諸症状があった者

- ①濃厚接触をしないように、自主隔離し、責任者へ連絡する
- ②発熱相談センターへの連絡をし、PCR 検査等を受検する。
- ③大会との隔離、同僚・大会関係者との遮断を行ってください。

■期間中 省略可能（発熱、該当症状があった場合には会場に来ないことが大原則）

- * ワクチン及び検査等で管理しない場合、毎日の検温と問診は強化する。
- * 選手関係者、大会関係者、招待者を含むすべての参加に、来場を控える基準や理由を周知徹底することが重要。

■事後 7 日間 省略可能

* 但し 7 日以内に発熱や健康の変化については報告を義務付ける。

・行動記録

■事前 14 日間 省略可能

但し、陽性感染者、濃厚接触者となる場合には、行動履歴(2 日分)の報告を義務付ける。(予め、協力を要請し、情報提供の理解を取ること)

すべての大会関係者については、日常的に検温・健康チェック・行動履歴(場所・内容・面会者等)を、各自で記録しておくように要請してください。招待者及び観客等には、来場を控えていただく基準、対策方針を周知して理解を得ておくこと。

また、検査や申請を省略することで、参加者のスクリーニング項目が減少している分、基本的な感染防止対策を徹底するようにしてください。また、接触確認アプリ（COCOA）等、感染拡大防止を目的としたアプリの利用、更に利用者の QR コード読取を推奨します。

問診及び行動記録をする際には、ガイドライン巻末の問診票サンプルを活用してください。

■P. 18 V. トーナメントの開催基準

「安全計画策定の準備、開催都道府県への提出」をトーナメント開催の前提といたします。

開催都道府県に対して提出し、指導・指摘を改善した前提で開催をお願いします。

動員計画が5,000に満たない場合（都道府県への提出が不要な場合）でも、対策の考え方や準備に関しては、同レベル・同内容の対策をお願いします。

「感染防止安全計画」の概要

別紙 1

- 「感染防止安全計画（以下「安全計画」）」は、参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベント（※）を対象に、イベント開催時に必要な感染防止策を着実に実施するため、イベントごとにイベント主催者等が具体的な感染防止策を検討・記載し、各都道府県がその内容の確認及び必要な助言等を行うことにより、感染防止策の実効性を担保するもの。
- イベント開催後、主催者等は結果報告書を都道府県に提出。問題発生時は都道府県から関係府省庁に共有し、関係府省庁は所管する業界等に対し原因究明や改善策を求めると、PDCAサイクルを確立。
- 今後、安全計画の作成・実施を条件に、人数上限等の制限を一定程度緩和する。

（※）緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域においては5,000人超のイベント。「イベント」には緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域における遊樂地等の集客施設を含み、「イベント主催者等」には当該施設の管理者を含む。

	現在の事前相談	安全計画
対象となるイベント参加人数	1,000人超	5,000人超かつ収容率50%超
必須	<input type="checkbox"/> チェックリスト提出 <input type="checkbox"/> 結果報告提出（※1） （※1）問題発生（クラスター発生、基本的対策の不徹底等）時のみ提出 （基本的対策例） > マスク着用の徹底 ↓ （チェックリスト） <input type="checkbox"/> マスク着用の徹底 主催者が事前相談時に✓（チェックマーク）を記入して都道府県に提出	<input type="checkbox"/> 安全計画提出（※2、3） <input type="checkbox"/> 結果報告提出（※4） （※2）一定期間に反復的に同一施設を使用して同様のイベントを実施する場合には、一括して提出。 （※3）緩和後の人数上限を超える場合は、安全計画の中に「クレンジング・検査やゲート制度の実施に係る手順書」を盛り込むこととする。 （※4）原則提出。同様のイベントの場合は、問題発生時に速やかに提出。 （基本的対策例） > マスク着用の徹底 ↓ （安全計画）記述欄 観戦区画ごとに警備員を〇名配置し、マスク未着用者を個別に注意。程度に応じて退場。 ✓を記入するだけでなく、基本的対策の内容を業種別ガイドライン等を参考にしつつ具体的に記述し、必要に応じて裏面に記載する

<補足①> 収容率100%（大声無し）とする場合の取扱い

【これまで】「実績疎明資料」で担保 ⇒ 【今後】「5,000人超かつ50%超のイベント：安全計画策定、従来通りの制限のイベント：チェックリスト公表」で担保
 （※）収容人数に関わらず、開催後に大声の発生が確認された場合は、今後のイベントは収容率を50%とするなど、厳しい措置を講じる。

<補足②> 従来通りの人数制限で開催するイベントの取扱い

チェックリスト公表。問題が発生した場合は、都道府県、関係府省庁に結果報告資料を提出。

「安全計画書」及び「チェックリスト」（開催都道府県宛の事前申請書）

各都道府県のホームページから、提出書類をダウンロード（印刷）することができます。

感染防止安全計画	イベント開催時のチェックリスト
<p>安全計画のフォーマット（例）です。様式を指定するものではなく、各都道府県において適宜、修正・加工し、計画策定に活用いただきますようお願いいたします。</p> <p>別紙 4</p> <p>1. 開催概要 ※「感染防止策チェックリスト」の開催概要の添付でも可</p> <p>イベント名 (開催案内等のURLがあれば記載)</p> <p>出演者・チーム等 (多数のため取らない場合 → 別途、一覧をご提出ください。)</p> <p>開催日時 令和 年 月 日 (時 分 ~ 時 分) ※複数回開催の場合 → 別途、開催する日時の一覧をご提出ください。</p> <p>開催会場 (会場のURL等があれば記載)</p> <p>会場所在地</p> <p>主催者</p> <p>所在地</p> <p>連絡先 (電話番号、メールアドレス)</p> <p>収容率 (上限) <input type="checkbox"/> 収容率あり 100% <input type="checkbox"/> 収容率なし 人と人が触れ合わない程度の密着 (いずれかを選択 (いずれも大声がないことを前提))</p> <p>収容定員 〇〇,〇〇〇人</p> <p>参加人数 〇〇,〇〇〇人</p> <p>クレンジング・検査パッケージ制度の活用 <input type="checkbox"/> 緊急事態措置区域：人数上限 10,000 人を収容定員まで緩和 <input type="checkbox"/> まん延防止等重点措置区域：人数上限 20,000 人を収容定員まで緩和</p> <p>その他 特記事項</p> <p>(※) 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」</p>	<p>別紙 5</p> <p>【第1版（令和3年11月版）】</p> <p>開催概要 本項目では、チェックリストを記入する前に、イベントの情報を登録してください。</p> <p>イベント名 (開催案内等のURLがあれば記載)</p> <p>出演者・チーム等 (多数のため取らない場合 → 別途、一覧をご提出ください。)</p> <p>開催日時 令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分 (複数回開催の場合 → 別途、開催する日時の一覧をご提出ください。)</p> <p>開催会場</p> <p>会場所在地</p> <p>主催者</p> <p>主催者所在地</p> <p>主催者連絡先 (電話番号) (メールアドレス)</p> <p>収容率 (上限) <input type="checkbox"/> 100% (※) (大声なし) <input type="checkbox"/> 人と人が触れ合わない程度の密着 <input type="checkbox"/> 50% (※) (大声あり) <input type="checkbox"/> 十分な人と人との間隔 (できるだけ2m、最低1m)</p> <p>収容人数 〇〇,〇〇〇人</p> <p>参加人数 〇〇,〇〇〇人</p>

■P. 56 3. ゴルフトーナメント運営管理上の基本事項

1. イベント開催制限に関する留意事項 (事務連絡 0107 抜粋)

感染拡大防止に必要な取組の継続等

- 収容定員が設定されていない場合、大声ありのイベントは、十分な人と人との間隔（できるだけ2 m、最低1 m）を確保し、大声なしのイベントは人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保すること。
- なお、大声ありのイベントについて、十分な人と人との間隔（できるだけ2 m、最低1 m）の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。
- 飲食を伴う又は飲食が可能であるイベントについては、感染者が飲食した場合の周辺への感染リスクを高める可能性があることから、引き続き、飲食専用エリア以外（例：観客席等）においては自粛を求めることとする。ただし、発声が無いことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため飲食時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。

収容率の目安判断に当たっての留意事項等について

令和3年9月28日付け事務連絡等において、実際のイベントが大声での歓声、声援等が想定されるか否かについては、個別イベントの態様・実績等を踏まえながら個別具体的に判断する必要があることに留意し、イベント主催者等から提出された実績疎明資料を基に実績を確認し、収容率の目安をイベント主催者等に連絡することとしてきたところ。今後は、「大声」を「観客等が、(ア)通常よりも大きな声量で、(イ)反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」に該当するものとする。

<大声の具体例>

- 観客間大声・長時間の会話
 - スポーツイベントにおいて、反復・継続的に行われる応援歌の合唱
- ※得点時の一時的な歓声等は必ずしも当たらない。

2. 飲食における感染防止対策の徹底 (事務連絡 1119 抜粋)

11月19日付「飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について(改定その2)」が定められました。

*プロアマ表彰式、前夜祭、ギャラリープラザ等、レストラン、業務・休憩のための諸室等、飲食をする場面において基本的な考え方及び対策の参考にしてください。

大会で提供される飲食（選手・来場者・大会関係者他及びプロアマ等催物における飲食）に関する感染防止対策については、同認証制度にて求められる認証基準を参考にすることとします。

(1) アクリル板等の設置 (座席の間隔の確保)

全ての座席について、①パーティション（アクリル板等）が設置されている（※）、又は②座席の間隔が1m以上確保されていること。

※同一テーブル上の正面及び隣席との間、並びに他のテーブルとの間に設置。パーティション

(アクリル板等)の高さは、目を覆う程度の高さ以上のものを目安とする。

(2) 手指消毒の徹底

店内入口に消毒設備を設置し、入店時に必ず、従業員が来店者に呼びかけ、手指消毒を実施していること。

(3) 食事中以外のマスク着用の推奨

食事中以外のマスクの着用について、来店者に対し掲示や声がけなどで促していること。

(4) 換気の徹底

- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律(建築物衛生法)の対象施設については、建築物衛生法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たしていること。
 - ・建築物衛生法の対象外施設については、換気設備により必要換気量(一人あたり毎時 30 m³)を確保する、または、30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開(窓が一つしかない場合は、ドアを開ける)するなどにより、十分な換気を行っていること。
- なお、換気を徹底するにあたり、CO₂センサーの使用等により、換気状況の把握に努めること。
また、実地調査で、可能な限り換気の状態を数値にて確認するようお願いいたします。

(5) 感染症予防対策に係る認証の基準

1. 来店者の感染症予防

【入店・注文・支払い】

- ・店内入口に消毒設備を設置し、入場時に必ず、従業員が来店者に呼びかけ、手指消毒を実施する。
- ・順番待ち等により列が発生する場合は、最低1m(マスク着用のない場合は2m)の来店者同士の対人距離を確保するための誘導・表示などを行う。
- ・レジ等での対面接客時に、アクリル板、透明ビニールカーテン、パーティションなどで遮蔽するほか、コイントレイを介した受け渡し、またはキャッシュレス決済を導入する。なお、現金等の受け渡し後には手指衛生を行う。
- ・発熱(例えば平熱より1度以上)や軽度であっても風邪症状(せきやのどの痛みなど)、嘔吐・下痢等の症状がある者は入場しないよう表示する。
- ・飲食時以外はマスク着用を周知するとともに、定期的な手洗い・手指消毒を要請する。
- ・咳エチケットを徹底するよう注意喚起を行う。
- ・エレベーターがある場合は、エレベーターの重量センサーの調整などによる乗員制限を行う。
- ・送迎車がある場合は、乗車人数を制限する。
- ・送迎車がある場合は、送迎車の運転席と後部座席をアクリル板・透明ビニールカーテン等で遮蔽する。

【食事・店内利用】

- ・テーブル間の配置についてはいずれかを満たすこと
 - a. 同一グループが使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブルの間は、相互に対人距離が最低1m以上確保できるよう配置する。
 - b. 同一グループが使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブルの間を、アクリル板(目を覆う程度の高さ以上のものを目安)、透明ビニールカーテン、パーティション等で遮蔽する。

- 同一テーブルでの配置についてはいずれかを満たすこと
 - a. 真正面での着座配置をしない。座席の間隔を最低 1 m 以上確保できるよう配置する。
 - b. テーブル上にパーティション等を設置して遮蔽する。
- カウンターテーブルの席の配置についてはいずれかを満たすこと
 - a. カウンターテーブルの席間は最低 1m 以上の間隔を確保する。
 - b. カウンターテーブル上にパーティション等を設置して遮蔽する。
- 滞在時間の制限※や予約制の活用などにより同時に多数の人が集まらないようにする。
※2 時間程度を目安
- 大皿は避け、料理を個々に提供する。もしくは従業員が取り分ける。
- ビュッフェスタイルでは、いずれかを満たすこと
 - a. 利用者が一回の料理取り分けごとに新たな小皿を使用するとともに、飛沫がかからないようにカバーを設置するなど食品・ドリンクを保護し、取り分け時はマスク、使い捨て手袋等の着用及び取り分け用のトングや箸を共有としないことを徹底する。
 - b. 料理を小皿に盛って提供するか、スタッフが料理を取り分ける。
- 卓上の共用調味料、ポット等の設置を避けるか、これらを客入れ替え時に消毒する。
- お酌や回し飲み、スプーンや箸などの食器の共有や使い回しは避けるように注意喚起を行う。
- 店内 BGM の音量を低減させ、大声での会話を避けるように注意喚起を行う。
- 咳エチケットを徹底するよう注意喚起を行う。
- 個室を使用する場合は、常時換気（換気基準は「3. 施設・設備の衛生管理の徹底」のとおり）を行う。
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示する。
- トイレ使用後は、手洗いや手指消毒を実施するよう表示する。
- 喫煙スペースがある場合は、一度に利用する人数を減らす、人と人との距離を保つなどにより、3つの密を避けるよう要請する。

2. 従業員の感染症予防

- 常にマスクを着用し、咳エチケットを徹底する。大声での会話を避ける。
- 業務開始前に検温・体調確認を行う。
発熱（例えば平熱より 1 度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状がある場合には、出勤を停止させる。
- 感染した、もしくは感染疑いのある従業員、濃厚接触者として判断された従業員の就業は禁止する。
- 定期的に、かつ、就業開始時や他者の接触が多い場所・物品に触れた後、清掃後、トイレ使用後に、手指消毒や手洗いを実施する。
- 利用者からの注文の受付や料理提供にあたっては、利用者の正面に立たないように注意し、対人距離を確保する。
- 休憩スペースでは、マスクを着用し、一度に休憩する人数を減らし、対面での食事や会話を避ける。
- 休憩スペースでは常時換気（換気基準は「3. 施設・設備の衛生管理の徹底」のとおり）を行

い、共用する物品は定期的に消毒する。

- 従業員のユニフォームは当該日業務終了後など定期的に洗濯する。

3. 施設・設備の衛生管理の徹底

- 建築物衛生法※の対象施設については、法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たしているか確認し、満たしていない場合は、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。

※建築物における衛生的環境の確保に関する法律

- 湿度40%以上を目安として、適度に加湿する。
- 建築物衛生法の対象外の施設については、いずれかを満たすこと
 - a. 換気設備により必要換気量（一人あたり毎時 30 m³）を確保すること。必要換気量が足りない場合は、入店者数を調整して一人あたりの必要換気量を確保するとともに、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。
 - b. 窓の開放による換気の場合は、1時間当たりの換気回数を2回以上確保するため、30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開（窓が一つしかない場合は、ドアを開ける）するなどして十分な換気を行う。また、換気のため窓やドアを開放している旨利用者に周知し、協力を要請する。
- 換気を徹底するにあたり、CO₂ センサーの使用等により、換気状況の把握に努めている。
- 共通のタオルを禁止し、ペーパータオルを設置するか、または個人のタオル等の使用を促す。
- 他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所を消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム、市販の界面活性剤含有の洗浄剤を用いて利用者の入替時など定期的に清拭消毒する。

<飲食業で他人と共用し接触が多い部位>

テーブル、椅子、メニューブック、調味料、ドリンクバー、ドアノブ、電気のスイッチ、タッチパネル、卓上ベル、レジ、蛇口、手すり、便座、洗浄レバー、コイントレイ、券売機、エレベーターのボタン、アクリル板、透明ビニールカーテン、パーティションなど

●5 団体ガイドラインでは、当面の間は「感染リスク行動を減らす」ことを優先させていただきます。

「立食形式のイベントへの選手派遣は当面の間は不可（アルコール提供有無にかかわらず）」、「着席形式のイベントについては、酒類の提供がなく、かつ基本的な感染対策がとられているイベントへの選手派遣は可」を基本的な考え方とします。

現時点では、政府方針においても「立食」に関して承認する考えを示しておりません。

定めがない(禁止していない)から開催可能ということではなく、感染リスクが高まる「5つの場面」等で注意喚起されている内容から、現時点では立食形式は相応しくないという解釈をしております。

前夜祭やプロアマ表彰式等を立食形式で行う場合には、ホテルや宴会場などの施設側の業種別ガイドライン及び施設の方針と、施設側の責任のもとで開催可否をご判断ください。

実施される場合には、①飲食店における第三者認証制度を遵守、②ワクチン検査パッケージ、③基本対策7項目、④入場時の検温、⑤アルコール有無、⑥飲食有無+マスク会食、⑦換気等施設環境からの収容人数設定など、ご検討ください。

この方針は、政府の方針等が変更になりましたら、5 団体ガイドラインも変更する予定です。

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、感覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に数席などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事と比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、墓ラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の流れや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



● 今後の方針を見直すためのポイント

1、指定感染症(2022年1月末まで) ※2月以降どのような位置づけになるかに注目

2022年2月以降、どのような扱いになるか。

政令で指定された感染症として、積極的疫学調査や入院勧告などの措置が取られている。指定は1年間で期限を迎えるが、1年間以内であれば延長することができるため、最長で計2年間の指定が可能。

2、経口薬等の開発への期待

経口薬の流通状況、政府の方針の変更により、今後ガイドラインを変更いたします。

3、濃厚接触者定義の変化

現状では、変更はありません。

濃厚接触者と認定された場合には、検査が陰性であっても14日間の自宅等での待機、不要不急の外出自粛が求められます。

したがって、選手・選手関係者の行動については、出場資格喪失につながる部分であり、濃厚接触に該当する行為や催物については、ガイドラインでも継続して注意喚起することとします。

以上

●FAQ（よくある質問）

Q. 「安全計画」の策定方法を教えてほしい。

A. 以下 事務連絡 8 ページ以降に書き方が記載されています。

- ・ イベント開催等における感染防止安全計画等について（令和3年11月19日付各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）

https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu_event_kansenboushi_anzenkeikaku.pdf

Q. 「安全計画策定」の書類は、どこで入手できるか？

A. 開催自治体のホームページにてダウンロードすることができます。

サンプル) 沖縄県 感染防止安全計画の策定・提出等について

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/chijiko/kohokoryu/koho/20200828.html>

Q. 観客5000人以下の場合には、「安全計画」を策定しなくて良いか。

A. 収容定員が設定されていない場合、「人と人が触れ合わない程度の間隔」で、開催したい時は原則として安全計画策定の対象とする。（以下「事務連絡」2 ページ 12 行目参照）

安全計画を策定しないイベントについては、引き続き、イベント開催時に必要となる感染防止策への対応状況をチェック形式で確認するチェックリストをイベント主催者等が HP 等で公表し、イベント終了日から1年間保管することとする。

なお、全国的な移動を伴うイベント又は 1,000 人超のイベントを対象に実施していた事前相談は行わなくてよい。

- ・ イベント開催等における感染防止安全計画等について（令和3年11月19日付各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）

https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu_event_kansenboushi_anzenkeikaku.pdf

以上